○下関市駐車場の設置等に関する条例施行規則

平成１７年２月１３日
規則第２６０号
改正　平成１７年１２月１日規則第４０５号
平成１８年３月３０日規則第３１号
平成１８年９月２９日規則第９７号
平成２３年３月１６日規則第９号
平成２３年３月３０日規則第１６号
平成２４年１０月３１日規則第９６号
平成２６年３月３１日規則第５８号
平成２６年９月３０日規則第９９号
平成２８年３月２８日規則第３４号
令和３年３月３１日規則第５２号

（目的）

第１条　この規則は、下関市駐車場の設置等に関する条例（平成１７年条例第２８６号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（駐車場利用券の交付等）

第２条　条例第１条の規定により設置された駐車場（以下「駐車場」という。）に自動車を入場させる者は、次の各号の駐車区分に応じ、当該各号に掲げる駐車場利用券の交付を受けなければならない。

(1) 普通駐車　駐車券（様式第１号）

(2) バス等専用駐車　バス等専用駐車券（様式第２号）

(3) 定期駐車　定期駐車券（様式第３号）

２　前項第１号の普通駐車及び同項第２号のバス等専用駐車については、駐車場に自動車を入場させるときに駐車場利用券の交付を受け、駐車場から自動車を出場させるときにこれを提出し、同項第３号の定期駐車については、第４条第２項の規定により駐車場利用券の交付を受け、定期駐車をする駐車場

で自動車を入出場させるときにこれを提示しなければならない。

3　第１項の規定により駐車場利用券の交付を受けた者は、当該駐車場利用券を亡失し、又は破損したとき（定期駐車券にあっては、自動車を駐車場に入場させている場合に限る。）は、駐車場利用券紛失等届出書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。この場合において、駐車場に駐車している当該自動車については、市長は、当該自動車の使用につき正当な権限を有することを証明するものを提示した者（破損した駐車場利用券を提出した者を除く。）に限り、当該駐車場から出場させることができる。

（駐車自動車の制限）

第３条　道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第３条に規定する自動車で、次に掲げるもの以外の自動車は、条例第７条第３号の規定により、駐車場に駐車させないものとする。

(1) 二輪以外の普通自動車、小型自動車及び軽自動車で、車長が５メートル以下であり、かつ、車高が２．１メートル以下であるもの

(2) 条例第３条第２項に規定するバス及びキャンピングカーで、下関市細江町駐車場におけるバス等専用駐車に係るもの

（定期駐車）

第４条　条例第２条第３項の規定により定期駐車（以下「定期駐車」という。）をさせるときは、定期駐車のために専用の駐車区画を設けて、又は他に優先して駐車させてはならない。

2　定期駐車をしようとする者は、下関市駐車場定期駐車券交付申請書（様式第５号）（以下「交付申請書」という。）により、事前に市長に申請し、定期駐車券の交付を受けなければならない。

3　市長は、駐車場の利用状況等を考慮して、あらかじめ当該駐車場の定期駐車をさせる自動車の台数を定め、当該台数の範囲内で、原則として申請受付順に定期駐車券を交付する。

4　定期駐車券の交付を受けた者（以下「定期利用者」という。）は、当該定期駐車の期間の満了後継続して定期駐車をしようとするときは、定期駐車の

継続の申請をすることができる。この場合の手続については、前２項の規定を準用する。

５　定期利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 定期駐車券を交付申請書に記載した自動車以外の自動車の駐車場の利用に使用し、又は使用させないこと。

(2) 定期駐車による駐車場の利用に当たっては、入出場口からより離れた空き区画に駐車するものとし、定期駐車以外の駐車場を利用する者の利便を損なわないように努めること。

(3) 市長に提出した交付申請書（前項の規定による準用により提出されたものを含む。）の記載内容に変更が生じたときは、速やかに下関市駐車場定期駐車変更届出書（様式第６号）によりその旨を市長に届け出ること。

６　市長は、定期駐車券を亡失し、又は破損した定期利用者が定期駐車券再交付申請書（様式第７号）を市長に提出したときは、定期駐車券を再交付することができる。

７　定期利用者が条例第８条の規定又は第５項の規定に違反したときは、市長は、当該定期利用者に係る定期駐車をさせないこととし、定期駐車券を返還させることができる。

８　第２項の規定にかかわらず、団体定期駐車を開始しようとする者は、下関市駐車場定期駐車券交付申請書（様式第８号）により、市長に申請するものとする。

（回数駐車券）

第５条　自動車を出場させる者が納付すべき所定の料金を回数駐車券により納付する場合（条例第４条第３項の規定により納付する場合を含む。）は、利用者の当該駐車時間に応じて条例第３条第１項及び第２項並びに第４条第３項の規定により算定した料金の額（以下「算定額」という。）に、当該利用者から提示されたカード券の残度数に１０円を乗じて得た額（その額が算定額を超える場合にあっては算定額とする。）又は提出された１００円券の券面額の合計額を充当する。この場合において、回数駐車券により充当する額

が算定額に満たないときは、その差額を回数駐車券によらず納付することができる。

（料金の還付）

第６条　条例第６条ただし書の規定により料金を還付することができる場合及びその額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 条例第１５条の規定による駐車場の全部又は一部の供用の休止により、定期駐車ができなくなったとき　定期駐車ができなくなった日数を当該定期駐車の期間の日数で除して得た数に、当該定期駐車に係る既納の料金の額を乗じて得た額（その額に１０円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）

(2) 定期利用者が当該定期駐車の期間の満了日の１月前までに定期駐車による駐車場の利用の取りやめを申し出たとき　当該定期駐車に係る既納の料金の額から当該定期駐車の期間の初日から当該申出があった日までの期間（その期間に１月未満の端数があるときは、これを１月とする。）の月数に条例別表第２の当該定期駐車の区分に応じた同表に定める１月間の定期駐車に係る料金の額（団体定期駐車にあっては、同表の駐車場の名称の区分に応じ、同表に定める定期駐車の全日の１月間の料金の額）を乗じて得た額を控除した額

(3) 第４条第７項の規定により定期駐車の期間の満了日の１月前までに定期駐車券を返還させられたとき　当該定期駐車に係る既納の料金の額から当該定期駐車の期間の初日から当該定期駐車券を返還した日までの期間（その期間に１月未満の端数があるときは、これを１月とする。）の月数に条例別表第２の当該定期駐車の区分に応じた同表に定める１月間の定期駐車に係る料金の額（団体定期駐車にあっては、同表の駐車場の名称の区分に応じ、同表に定める定期駐車の全日の１月間の料金の額）を乗じて得た額を控除した額

２　料金の還付を受けようとする者は、駐車料金還付申請書（様式第９号）を市長に提出しなければならない。

（長期駐車）

第７条　条例第９条第２項の規定による申請は、下関市駐車場利用許可申請書（様式第１０号）により行うものとし、利用者は、自動車を入場させるときまでに市長に申請し、その許可を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

２　条例第９条第２項の許可は、下関市駐車場利用許可証（様式第１１号）により行うものとする。

（引取りの命令等）

第８条　条例第１０条第１項の規定による命令は、下関市駐車場長期駐車自動車引取り命令書（様式第１２号）により行うものとする。

２　条例第１０条第２項の規定による通知は、下関市駐車場長期駐車自動車引取り通知書（様式第１３号）により行うものとする。

（自動車の処分等）

第９条　条例第１１条第１項の規定による通告は、下関市駐車場長期駐車自動車処分等通告書（様式第１４号）により行うものとする。

（自動車の移動）

第１０条　条例第１２条第１項の規定による通知は、下関市駐車場長期駐車自動車移動通知書（様式第１５号）により行うものとする。

（指定管理者による管理）

第１１条　条例第１６条第１項の規定により、指定管理者（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に、駐車場の管理を行わせる場合にあっては、第２条第３項、第４条第２項、第５項第３号、第６項、第７項及び第８項並びに第７条第１項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第４条第３項中「、当該台数」とあるのは「、指定管理者は、当該台数」と、様式第４号から様式第８号までの規定並びに様式第１０号及び様式第１１号中「下関市長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

（指定管理者による利用料金の収受）

第１２条　条例第１７条第１項の規定により、指定管理者に駐車場の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させる場合においては、第５条及び第６条の規定を準用する。この場合において、第６条第２項中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

２　前項の場合において、指定管理者は、第２条第１項第１号及び第３号、第４条第２項、第５項第３号及び第８項並びに第６条第２項の規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得て別に様式を定めることができる。

（その他）

第１３条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に、下関市駐車場の設置等に関する条例施行規則（平成７年規則第９号。以下「合併前の規則」という。）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

３　施行日前に、合併前の規則の規定により交付された駐車場利用券及び回数駐車券は、この規則の規定により交付された駐車場利用券及び回数駐車券とみなす。

附　則（平成１７年１２月１日規則第４０５号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の下関市駐車場の設置等に関する条例施行規則第６条第１項の表に規定する各駐車場の定期駐車・全日・１２月間定期駐車券、各駐車場の団体定期駐車・昼間・６月間定期駐車券並びに赤間駐車場及び長門駐車場の団体定期駐車・全日・６月間定期駐車券（以下これらの定期駐車

券を「新設定期駐車券」という。）の申請（平成１７年１２月１日を定期駐車の初日とする新設定期駐車券の申請に限る。）については、第５条第３項の規定にかかわらず、平成１７年１２月３１日まで申請することができる。

３　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の下関市駐車場の設置等に関する条例施行規則第６条第１項の表に規定する定期駐車券で平成１７年１２月１日を定期駐車の初日とするものの交付を受けている者は、平成１７年１２月３１日までに限り、当該交付を受けた定期駐車券を新設定期駐車券に変更することができる。この場合において、変更の手続は別に市長が定める。

附　則（平成１８年３月３０日規則第３１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１８年９月２９日規則第９７号）

（施行期日）

１　この規則は、平成１８年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の下関市駐車場の設置等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により交付されている駐車券は、この規則による改正後の下関市駐車場の設置等に関する条例施行規則の規定により交付されたものとみなす。

３　この規則の施行の日前に、旧規則の規定により発行された回数駐車券は、この規則の施行の日以後も使用することができる。

附　則（平成２３年３月１６日規則第９号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２３年３月３０日規則第１６号）

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年１０月３１日規則第９６号）

（施行期日）

１　この規則は、平成２４年１１月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の下関市駐車場の設置等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により交付されている定期駐車券は、この規則による改正後の下関市駐車場の設置等に関する条例施行規則の規定により交付されたものとみなす。

3　この規則の施行の日前に、旧規則の規定により発行された回数駐車券は、この規則の施行の日以後も使用することができる。

4　この規則の施行の際、旧規則様式第５号から様式第１４号までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則（平成２６年３月３１日規則第５８号）

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年９月３０日規則第９９号）

（施行期日）

1　この規則は、平成２６年１０月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際、この規則による改正前の下関市駐車場の設置等に関する条例施行規則様式第５号から様式第１４号までの様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則（平成２８年３月２８日規則第３４号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月３１日規則第５２号）

（施行期日）

1　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

様式第1号(第2条関係)

駐 車 券

下関市　　駐車場

電話　　―

入出場できる時間帯

時　分 ～　　時　分

ご 注 意

1　車の損傷事故、盗難等については、その責任を負いません。

2　7日を超えて駐車するときは許可が必要です。無許可の場合、車を移動又は処分することがあります。

3　駐車券は、折ったり、濡らしたり、磁気に近づけたりしないで下さい。

様式第2号(第2条関係)

バ　ス　等　専　用　駐　車　券

車　　種			
車両番号			
入場日時	月　　日	時	分
出場日時	月　　日	時	分
駐車時間	時間		分
駐車料金			円

取扱者印

No.　駐車場名　　下関市細江町駐車場

電話

注　　意　　事　　項

1　本券は、駐車を証するものですから、大切に保存し、紛失しないようにしてください。

2　本券の持参人に限り、本券に記載された車両番号の車を駐車場から出場させることができます。

3　出場の際は、本券を管理人に提出し、駐車料金を支払ってください。

4　本券に取扱者印のないものは無効です。

5　本券の紛失によって生じた事故、盗難等については、一切その責任を負いません。

様式第3号(第2条関係)

番　号

定期駐車券

下関市〇〇〇駐車場

《駐車時間：〇〇〇時から〇〇〇時まで》

P

有 効 期 間　　か月券

　　年　　月　　日まで有効

矢印の方向へ入れてください。

氏　名　　車両番号

様式第4号(第2条関係)

年　　月　　日

(宛先)下関市長

住所
届出者
(運転者)　氏名
電話　　(　　)

駐車場利用券紛失等届出書

私は、下関市 長門町 / 細江町 / 赤間町 駐車場に自動車を駐車しましたが、駐車場利用券を 紛失 / 破損 しましたので、次のとおりお届けするとともに、駐車中の自動車を出場させてくださるようお願いします。

なお、このことについては、すべての責任を負うとともに、損害賠償の必要が生じたときは、私において支払います。

入場日時	年　月　日　午前 / 午後　時　分
車種	
車両番号	
駐車場利用券の種類	駐車券・バス等専用駐車券・定期駐車券
運転者の免許証番号	
連絡先	電話

(注):以下の欄には記入しないでください。

受付年月日	年　月　日
出場時刻	年　月　日　午前 / 午後　時　分
出場権限を証するものの確認	車検証・運転免許証・その他(　　)

確認者印	

様式第5号(第4条関係)

下関市駐車場定期駐車券交付申請書

年　　月　　日

(宛先)下関市長

申請者　住所

氏名

電話

下関市駐車場の設置等に関する条例施行規則第4条第2項の規定に基づき、次のとおり定期駐車券の交付を申請します。

定期駐車する駐車場		長門町・細江町・赤間町(昼間・夜間・全日) (希望する箇所に○印を付すこと。)
車種		
車両番号		
自動車の所有者	住所	
	氏名	電話
定期駐車の期間		年　　月初日から　1　1月間 2　3月間 3　6月間 (希望する期間に○印を付すこと。)

(誓約事項)

1　駐車料金は、定期駐車券の交付の際に支払います。

2　駐車場に駐車するときは、係員の指示に従います。

3　定期駐車券の不正な使用は、いたしません。

4　下関市駐車場の設置等に関する条例及び下関市駐車場の設置等に関する条例施行規則の規定を遵守します。

様式第6号(第4条関係)

年　　月　　日

(宛先)下関市長

住所
届出者
(定期利用者)　氏名
電話　　(　　)

下関市駐車場定期駐車変更届出書

定期駐車について申請事項を変更したので、下関市駐車場の設置等に関する条例施行規則第4条第5項第3号の規定により、次のとおり届け出ます。

1　定期駐車券の交付を受けている定期駐車に関する事項

定期駐車する駐車場	長門町・細江町・赤間町(昼間・夜間・全日) (希望する箇所に〇印を付すこと。)
車種	
車両番号	
定期駐車券の有効期限	年　月　日まで　No.

2　変更内容

変更事項	
変更前	
変更後	
変更の理由	
変更年月日	年　月　日

様式第7号(第4条関係)

年　　月　　日

(宛先)下関市長

住所
申請者
(定期利用者)　氏名
電話　　(　　)

定期駐車券再交付申請書

私は、　　年　　月　　日午前/午後　　時　　分ごろ、次の定期駐車券を紛失/破損しましたので、再交付を申請します。

なお、紛失した券が発見された場合は、速やかにお返しするとともに、不正な利用はいたしません。また、このことについて損害賠償の必要が生じたときは、私において支払います。

車種	
車両番号	
定期駐車券の有効期限	年　月　日まで　No.
紛失・破損の理由	
連絡先	電話

※定期駐車券を破損した場合は、その定期駐車券を添付してください。
(注)以下の欄には記入しないでください。

					受付日	年　月　日
					再交付決定日	年　月　日
					旧券の回収日	年　月　日
					再交付日 再交付番号	年　月　日 No.

様式第8号(第4条関係)

下関市駐車場定期駐車券交付申請書

年　　月　　日

(宛先)下関市長

申請者　住所
氏名
電話

下関市駐車場の設置等に関する条例施行規則第4条第8項の規定に基づき、次のとおり定期駐車券の交付を申請します。

駐　車　場	区　分	定期駐車の期間	台　数
駐車場	団　体 定期駐車 全　日	年　月初日から　月間	台

(誓約事項)

1　駐車料金は、定期駐車券の交付の際に支払います。

2　駐車場に駐車するときは、係員の指示に従います。

3　定期駐車券の不正な使用は、いたしません。

4　下関市駐車場の設置等に関する条例及び下関市駐車場の設置等に関する条例施行規則の規定を遵守します。

(添付書類)

団体定期駐車を行う車両の車種及び車両番号並びに当該車両の所有者の住所、氏名及び電話番号を記載した名簿

様式第９号(第６条関係)

駐車料金還付申請書

年　　月　　日

(宛先)下関市長

申請者　住所

氏名

電話

下関市駐車場の設置等に関する条例施行規則第６条第２項の規定に基づき、次のとおり駐車料金の還付を受けたいので申請します。

定期駐車の区分		長門町・細江町・赤間町(昼間・夜間・全日)		
車種				
車両番号				
自動車の所有者	住所			
	氏名	電話		
定期駐車の期間		年　月から　年　月まで　月間		
既納の料金		円	還付申請額	円
還付の理由				
還付を受ける方法		□口座振込　□その他の方法 金融機関名　銀行　支店 口座名義 口座番号　普通・当座		

※定期駐車券を添付すること。

様式第10号(第7条関係)

下関市駐車場利用許可申請書

年　　月　　日

(宛先)　下関市長

住　所
利用者　氏　名
電　話

下関市駐車場の設置等に関する条例第9条第2項の規定に基づき、次のとおり利用の許可を申請します。

利用する駐車場	長門町　　細江町　　赤間町 (該当する箇所に○印を付すこと。)
車種	
車両番号	
利用の期間	年　月　日から　　年　月　日まで (　　日間)
理由	

(誓約事項)

1　利用の期間を超えて駐車はいたしません。

2　下関市駐車場の設置等に関する条例及び同条例施行規則の規定を遵守します。

様式第11号(第7条関係)

下関市駐車場利用許可証

年　　月　　日

住所

氏名　　様

下関市長　　印

下関市駐車場の設置等に関する条例第9条第2項の規定により、下記のとおり利用を許可する。

記

1　許可車両

2　駐車場名　　駐車場

3　駐　車　日　　年　　月　　日

4　利用限度日　　年　　月　　日

様式第12号(第8条関係)

(表)

下関市駐車場長期駐車自動車引取り命令書

下関市指令　　第　　号
年　　月　　日

住所

氏名　　様

下関市長　　印

本市駐車場は、下関市駐車場の設置等に関する条例第9条第1項の規定により7日を超えて利用することができませんが、あなたが止めた自動車は次のとおり7日を超えて利用されています。

つきましては、同条例第10条第1項の規定により、次のとおり長期駐車自動車を引き取るよう命じます。

駐車場名			
車種		車両番号	
自動車確認日時	年　月　日　時　分		
引取り期限	年　月　日		
駐車料金	年　月　日　時現在 円		
引取り方法等	引取り期限までに本命令書及び氏名を証する書類(運転免許証等)を持参の上、次の場所において手続をしてください。		
手続場所及び問合せ先	下関市　部　課 下関市南部町1番1号 電話番号		

(注意事項)

1　引取り期限までに引取りがなされないときは、引取りを拒絶したものとみなします。

2　引取りを拒絶する場合であっても、駐車場の駐車料金は請求いたします。

3　駐車料金は、自動車確認日時から起算して算定した額を記載しているため、実際の請求額と異なります。

（裏）

（教示）

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、下関市長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、下関市を被告として（訴訟において下関市を代表する者は下関市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第13号(第8条関係)

下関市駐車場長期駐車自動車引取り通知書

第　　号
年　　月　　日

住所

氏名　　様

下関市長　　印

本市駐車場は、下関市駐車場の設置等に関する条例第9条第1項の規定により7日を超えて利用することができませんが、あなたが所有者(使用者)である自動車は次のとおり7日を超えて利用されています。

つきましては、同条例第10条第2項の規定により、次のとおり長期駐車自動車を引き取るよう通知します。

駐車場名			
車種		車両番号	
自動車確認日時	年　月　日　時　分		
引取り期限	年　月　日		
駐車料金	年　月　日　時現在 円		
引取り方法等	引取り期限までに本通知書及び氏名を証する書類(運転免許証等)を持参のうえ、次の場所において手続きをしてください。		
手続場所及び問合せ先	下関市　部　課 下関市南部町1番1号 電話番号		

(注意事項)

1　引取り期限までに引取りがなされないときは、引取りを拒絶したものとみなします。

2　この通知により、自動車を出場させる場合にあっては、駐車場の駐車料金を納付しなければなりません。

3　駐車料金は、自動車確認日時から起算して算定した額を記載しているため、実際の請求額と異なります。

様式第14号(第9条関係)

下関市駐車場長期駐車自動車処分等通告書

第　　号
年　　月　　日

住所

氏名　　様

下関市長　　印

　　年　　月　　日付け　　第　　号で長期駐車自動車の引取りの通知をいたしましたが、引取り期限(　　年　　月　　日)までに引取りが行われていません。

　つきましては、下関市駐車場の設置等に関する条例第11条第1項の規定により、本市において次の自動車の処分等を行いますので通告いたします。なお、この通告の日から起算して、6月を経過した日(　　年　　月　　日)以降に処分等の手続きを行います。

駐車場名			
車種		車両番号	
問合せ先	下関市　　部　　課 下関市南部町1番1号 電話番号		

(注意事項)

1　処分等を行う日までに、当該駐車場の管理上支障があるときは、自動車を他の場所に移動することがあります。

2　本市において当該自動車を処分等した場合は、処分等した日以降に利用者に、駐車料金及び処分等に要した費用(駐車場の管理に支障があり、自動車を移動した場合は、移動及び保管に要した費用を含みます。)を請求いたします。

様式第15号(第10条関係)

下関市駐車場長期駐車自動車移動通知書

第　　号
年　　月　　日

住所

氏名　　様

下関市長　　印

　　年　　月　　日付け　　第　　号で長期駐車自動車の処分等の通告をしましたが、駐車場の管理上支障がありますので、下関市駐車場の設置等に関する条例第12条第1項の規定により次の場所に自動車を移動します。

駐車場名			
車種		車両番号	
移動先	場所		
問合せ先	下関市　　部　　課 下関市南部町1番1号 電話番号		

備考　自動車の移動後に、自動車を引き取る者は、駐車料金並びに自動車の移動及び保管に要した費用を納付しなければなりません。

様式第１号（第２条関係）

様式第２号（第２条関係）

様式第３号（第２条関係）

様式第４号（第２条関係）

様式第５号（第４条関係）

様式第６号（第４条関係）

様式第７号（第４条関係）

様式第８号（第４条関係）

様式第９号（第６条関係）

様式第１０号（第７条関係）

様式第１１号（第７条関係）

様式第１２号（第８条関係）

様式第１３号（第８条関係）

様式第１４号（第９条関係）

様式第１５号（第１０条関係）